

水防法および土砂災害防止法の改正について

三田市危機管理課

近年、気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、令和3年7月15日、水防法および土砂災害防止法が改正されました。

今回の改正では、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難訓練結果を報告することなどが追記されています。

令和3年7月15日付 国水政第20号

国土交通省 水管理・国土保全局長 通知より抜粋

3. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための避難訓練の報告義務化等（水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の2関係）

(1) 改正の趣旨

要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置については、平成29年の水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の改正により、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設の名称及び所在地を市町村地域防災計画に定め、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「要配慮者利用施設の管理者等」という。）に対し、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）の作成及び避難確保計画に基づく洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練（以下「避難訓練」という。）の実施が義務化された。これに基づき、国土交通省は、都道府県及び市町村を通じ、要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を働きかけてきたところ。

こうした中、令和2年7月豪雨災害では、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施していた高齢者施設が河川の氾濫によって浸水し、甚大な人的被害が生じる事案が発生した。このような事案の再発防止を図るとともに、気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化すること等が懸念されていることを踏まえ、洪水、雨水出水及び高潮の各水害並びに土砂災害時における要配慮者利用施設の利用者の実効性のある避難の確保を確実なものとするため、水防法改正及び改正法による土砂災害防止法の改正（以下「土砂災害防止法改正」という。）により、従来の避難確保計画の作成・報告及び避難訓練の実施に加え、要配慮者利用施設の管理者等に市町村長への避難訓練結果の報告を義務付

けるとともに、これらの報告を受けた市町村長が避難確保計画及び避難訓練の内容について助言・勧告をすることができることとされた。

(2) 避難訓練の報告義務化について

水防法改正による同法第 15 条の 3 第 5 項及び土砂災害防止法改正による同法第 8 条の 2 第 5 項において、避難確保計画を作成した要配慮者利用施設の管理者等は、当該計画の定めるところにより避難訓練を実施した後、市町村長へ実施した避難訓練の結果を報告する義務が課されることとされたところである。

市町村においては、要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難訓練を実施した後に速やかに市町村長へその結果を報告する必要がある旨の周知に努められたい。報告内容は、避難訓練の実施日、避難訓練の参加者・参加人数、避難訓練で想定した災害の種類、避難訓練の種類・内容に加え、避難先や避難経路の安全性の確認結果、避難訓練によって明らかになった課題とその改善方法等も含めることとし、実際に避難誘導を行った場合には、避難支援に要した人数と避難に要した時間も記載を求めること。

また、市町村においては、要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難の実効性を高めるために定期的に避難訓練を実施し、避難訓練には、要配慮者利用施設の管理者等の職員や利用者だけでなく、避難支援要員として登録されている利用者の家族や地域住民等が参加することが望ましい旨の周知に努められたい。

※下線部が避難訓練報告内容となります。